

## 地域間幹線系統確保維持計画の変更

日時：令和6年11月28日(木)～12月13日(金)

形式：書面決議

### 1 議 題

- ①系統番号77番(名護東線・沖縄バス)について、旧系統(那覇バスターミナル～名護バスターミナル)を補助対象系統から外し、新系統(屋慶名バスターミナル～名護バスターミナル)を補助対象系統として加えることについて
- ②新系統について、同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準の変更について  
対象運行系統:名護東線【本線】、【豊原・名護高校経由】、【豊原経由】、【平敷屋経由】

### 2 変更(系統)理由

- ①当該路線の運行には、運転手不足に加え、長大路線における運転手への負担が大きいことが以前からの課題であったことから、77番と22番を統合し効率化を図り(減便)、更に屋慶名折り返しのルートへと変更を行いたい。
- ②新系統について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領(2-(1)-④)に基づき、基本的な取り扱いである「主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統」によると、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことができないことから、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、読み替えて適用することとしたい。

### 3 協議が必要となる理由

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」第9条第1項に基づき、地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について活性化法法定協議会の議論を経て国土交通大臣の認定を受けるものとなっている。

#### 目次

P 1	概要
P 2	新旧対照表
P 8	令和7年度地域間幹線系統確保維持計画(変更案)
	表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する 運行系統の概要及び運送予定者
	表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、 負担金及びその負担額(地域間幹線系統用)
P 17	新77 本線逸脱キロ表(議題②にかかる根拠資料)
P 18	沖縄県地域公共交通協議会規約等
P 24	地域公共交通確保維持改善事業実施要領(抜粋版)
P 31	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(抜粋版)

新旧対照表

新

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

系統番号	系統名	起点-経由地-終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)		備考
					平日	土曜 日曜 祝日	
77	名護東線	屋慶名-辺野古-名護	沖縄バス(株)	毎日	12	10	

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称・・・表2

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
77	名護東線	沖縄バス(株)	52,827	6,776	6,776	39,275
52	与勝線	沖縄バス(株)	24,592	3,915	3,915	16,762
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,718	2,320	2,320	21,078
R7 105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,521	7,413	7,413	6,695

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
77	名護東線	沖縄バス(株)	39,798	6,008	6,008	27,782
52	与勝線	沖縄バス(株)	24,567	3,911	3,911	16,745
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,697	2,318	2,318	21,061
R8 105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,418	7,378	7,378	6,662

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
77	名護東線	沖縄バス(株)	39,839	6,014	6,014	27,811
52	与勝線	沖縄バス(株)	24,583	3,913	3,913	16,757
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,712	2,319	2,319	21,074
R9 105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,487	7,401	7,401	6,685

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

都道府県(市区町村)	運送予定者名	運行系統名(申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	協働特例措置
	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	6,776	

旧

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

系統番号	系統名	起点-経由地-終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)		備考
					平日	土曜 日曜 祝日	
77	名護東線	那覇-辺野古-名護	沖縄バス(株)	毎日	18	18	

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称・・・表2

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
77	名護東線	沖縄バス(株)	82,787	19,206	19,206	44,375
52	与勝線	沖縄バス(株)	24,592	3,915	3,915	16,762
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,718	2,320	2,320	21,078
R7 105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,521	7,413	7,413	6,695

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
77	名護東線	沖縄バス(株)	82,787	19,207	19,207	44,373
52	与勝線	沖縄バス(株)	24,567	3,911	3,911	16,745
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,697	2,318	2,318	21,061
R8 105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,418	7,378	7,378	6,662

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額(年間)	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
77	名護東線	沖縄バス(株)	82,787	19,207	19,207	44,373
52	与勝線	沖縄バス(株)	24,583	3,913	3,913	16,757
82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,712	2,319	2,319	21,074
R9 105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,487	7,401	7,401	6,685

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

都道府県(市区町村)	運送予定者名	運行系統名(申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	協働特例措置
	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	19,206	

5	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>地域間幹線系統確保維持計画により運行を確保維持する今回系統の土日、祝日を含めた1日当たりの運行回数は、全て3回以上となっている。</p>
6	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二に基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>…表4</p> <p>準ずる市町村:うるま市、糸満市</p> <p>※中心市町村:那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、平良市(平成13年3月時点の市町村)</p>
7	<p>地域公共交通確保維持改善事業実施要領(2-(1)-④-イ)に基づき、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認めた運行系統</p> <p>対象運行系統:名護東線【本線】、【豊原・名護高校経由】、【豊原経由】、【平敷屋経由】</p>
8	<p>地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組</p> <p>別紙:「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」のとおり。</p>
9	<p>外客来訪促進計画との整合性</p> <p>本県においては、観光振興ロードマップが策定されており、外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づく外客来訪促進計画は策定されていないため、該当なし。</p>
10	<p>車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>本県の乗合バス総車両数に占める低床バスの割合(※1)は、令和2年3月末に51.9%であったところ、令和3年3月末には60.7%にまで上昇したが、依然として全国平均(72.4%)を下回る状況となっている。また、老朽化した車両も多く用いられており、利用者の利便性・快適性確保の観点からも課題が多い。</p> <p>今後、高齢化が進む中において車両のバリアフリー化は不可避の課題であり、また、利便性・快適性の向上による利用者確保のためにも定期的な車両の更新が求められる。</p> <p>このように低床バス導入・車両更新に対するニーズが高まる中、バス事業者は依然として厳しい経営環境に置かれており、当該事業者の自己資金のみで車両の更新を行うのは困難であることから、本制度により補助・支援する必要がある。</p> <p>※1「都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況」(国土交通省)より</p>
11	<p>車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>バリアフリー対応車の導入・増車により高齢者や障害者等にとって安全で利便性の高い移動手段の確保を図る。また、新規車両への更新により低燃費の車両を導入・運行することでランニングコストやCO2を削減し、当該路線の収支等改善を図るとともに、利便性・快適性向上による利用者確保を図り、路線を維持・確保する。</p>

5	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>地域間幹線系統確保維持計画により運行を確保維持する今回系統の土日、祝日を含めた1日当たりの運行回数は、全て3回以上となっている。</p>
6	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二に基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>…表4</p> <p>準ずる市町村:うるま市、糸満市</p> <p>※中心市町村:那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、平良市(平成13年3月時点の市町村)</p>
7	<p>地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組</p> <p>別紙:「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」のとおり</p>
8	<p>外客来訪促進計画との整合性</p> <p>本県においては、観光振興ロードマップが策定されており、外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づく外客来訪促進計画は策定されていないため、該当なし。</p>
9	<p>車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>本県の乗合バス総車両数に占める低床バスの割合(※1)は、令和2年3月末に51.9%であったところ、令和3年3月末には60.7%にまで上昇したが、依然として全国平均(72.4%)を下回る状況となっている。また、老朽化した車両も多く用いられており、利用者の利便性・快適性確保の観点からも課題が多い。</p> <p>今後、高齢化が進む中において車両のバリアフリー化は不可避の課題であり、また、利便性・快適性の向上による利用者確保のためにも定期的な車両の更新が求められる。</p> <p>このように低床バス導入・車両更新に対するニーズが高まる中、バス事業者は依然として厳しい経営環境に置かれており、当該事業者の自己資金のみで車両の更新を行うのは困難であることから、本制度により補助・支援する必要がある。</p> <p>※1「都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況」(国土交通省)より</p>
10	<p>車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>バリアフリー対応車の導入・増車により高齢者や障害者等にとって安全で利便性の高い移動手段の確保を図る。また、新規車両への更新により低燃費の車両を導入・運行することでランニングコストやCO2を削減し、当該路線の収支等改善を図るとともに、利便性・快適性向上による利用者確保を図り、路線を維持・確保する。</p>

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担金及びその負担額（地域間幹線系統用）

R7

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 ( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との兼ね部分に係るキロ程	他路線との兼ね率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との兼ね部分以外のキロ程の比率
			起点	主な経由地	終点					往	復		往	復				
沖縄	1	名張家原 豊原 迎野 名張 BT	365 日	4,874.0	4.4	59.5 人	往59.2 km (平均) 復59.2 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往8.7 km (平均) 復8.7 km	14.69%	85.304%				
	2	与路 車前 渡口 豊原 BT	365 日	5,773.0	5.4	85.3 人	往38.0 km 復38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	68.15%	31.842%				
	3																	
合計	系統						往97.2 km 復97.2 km	往0.0 km 復0.0 km		往34.6 km 復34.6 km								

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との兼ね部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常収益の償還率	タ又はシのうち、いずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=d	経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=e					経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=f	
沖縄	1		100.00%	655,677.7	165,260,460円	171. 円 46 銭	178,961,304円	1,125,562.0	158,799.8	184,303,794円	1,123,942.8	163,797.8	212,719,724円	1,111,262.6	191,742.8	112,422,498 円	52,827,952 円	74,362,700 円	52,827,952 円
	2		100.00%	443,593.0	111,798,743円	196. 円 61 銭	84,150,392円	495,235.0	169,792.8	86,028,386円	462,699.4	185,795.8	101,877,148円	435,407.8	233,798.8	87,214,819 円	24,583,924 円	50,308,434 円	24,583,924 円
	3																		
合計			1089270.7km	277,049,193円	263,111,696円	1620797.0km	270,342,780円	1586642.3km	314,596,872円	1546670.4km	199,637,317 円	77,411,876 円	124,872,138 円	77,411,876 円					

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソ×ラ=ツ	ソ×マ=ツ	ソ×ニなし運行回数ノの計画運行回数=ネ	ウの負担者とその負担割合											
						都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担					
						負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
沖縄	1		45,064,356 円	52,827,952 円	13,553,189 円	13,553 千円	6,776.5 千円	52,827,952 円	46,051,492 円	6,776,500 円	14.7%	0.0%	0円	0.0%	39,274,952 円	85.3%	
	2		7,828,013 円	24,583,924 円	0 円	7,828 千円	3,914.0 千円	24,583,924 円	20,669,924 円	3,914,000 円	18.9%	0.0%	0円	0.0%	16,755,924 円	81.1%	
	3																
合計			52,892,369 円	77,411,876 円	13,553,189 円	21,381 千円	10,690.0 千円	77,411,876 円	66,721,376 円	10,690,500 円	%	0%	%	0円	%	56,030,876 円	%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担金及びその負担額（地域間幹線系統用）

R7

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 ( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との兼ね部分に係るキロ程	他路線との兼ね率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との兼ね部分以外のキロ程の比率
			起点	主な経由地	終点					往	復		往	復				
沖縄	1	名張家原 豊原 迎野 名張 BT	365 日	6,570.0	5.4	97.2 人	往77.8 km (平均) 復77.8 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	往41.7 km (平均) 復41.7 km	53.59%	46.401%				
	2	与路 車前 渡口 豊原 BT	365 日	5,773.0	5.4	85.3 人	往38.0 km 復38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	68.15%	31.842%				
	3																	
合計	系統						往115.8 km 復115.8 km	往0.0 km 復0.0 km		往87.6 km 復87.6 km								

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との兼ね部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常収益の償還率	タ又はシのうち、いずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=d	経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=e					経常収益ヤ	乗車走行キロマ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=f	
沖縄	1		100.00%	1,027,515.6	258,964,798円	171. 円 46 銭	178,961,304円	1,125,562.0	158,799.8	184,303,794円	1,123,942.8	163,797.8	212,719,724円	1,111,262.6	191,742.8	112,422,498 円	52,827,952 円	74,362,700 円	52,827,952 円
	2		100.00%	443,593.0	111,798,743円	196. 円 61 銭	84,150,392円	495,235.0	169,792.8	86,028,386円	462,699.4	185,795.8	101,877,148円	435,407.8	233,798.8	87,214,819 円	24,583,924 円	50,308,434 円	24,583,924 円
	3																		
合計			1471245.6km	370,797,977円	263,111,696円	1620797.0km	270,342,780円	1586642.3km	314,596,872円	1546670.4km	199,637,317 円	77,411,876 円	124,872,138 円	77,411,876 円					

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソ×ラ=ツ	ソ×マ=ツ	ソ×ニなし運行回数ノの計画運行回数=ネ	ウの負担者とその負担割合											
						都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担					
						負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
沖縄	1		38,413,964 円	82,786,932 円	0 円	38,413 千円	19,206.5 千円	82,786,932 円	63,580,432 円	19,206,500 円	30.2%	0.0%	0円	0.0%	44,373,932 円	69.8%	
	2		7,830,427 円	24,591,506 円	0 円	7,830 千円	3,915.0 千円	24,591,506 円	20,676,506 円	3,915,000 円	18.9%	0.0%	0円	0.0%	16,761,506 円	81.1%	
	3																
合計			46,244,391 円	107,378,438 円	0 円	46,243 千円	23,121.0 千円	107,378,438 円	84,256,938 円	23,121,500 円	%	0%	%	0円	%	61,135,438 円	%

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

Table with columns for subsidy block name, application number, route details, and various metrics like planned mileage and passenger density. Includes a large '1' watermark.

Table showing financial details for subsidy blocks, including planned mileage, operating costs, and revenue. Includes a large '1' watermark.

Table detailing the burden and contribution ratio for subsidy blocks, categorized by prefecture, city/town/village, and other entities.

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

Table with columns for subsidy block name, application number, route details, and various metrics like planned mileage and passenger density.

Table showing financial details for subsidy blocks, including planned mileage, operating costs, and revenue.

Table detailing the burden and contribution ratio for subsidy blocks, categorized by prefecture, city/town/village, and other entities.

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 ( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合部分に係るキロ程	他路線との割合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率			
			運行系統名	起点	主な経由地												終点		
沖縄	1	名護線 名護BT	名護	名護BT	365日	4136.0回 (11.3)	4.4	49.7人	往59.2km (平均) 復59.2km	59.2km	0.00%	往0.0km (平均) 復0.0km	0.0km	往0.0km (平均) 復0.0km	0.0km	往8.7km (平均) 復8.7km	8.7km	14.69%	85.304%
	2	与那国線 与那国BT	与那国	与那国BT	365日	5779.0回 (15.8)	5.4	85.3人	往38.0km 復38.0km	38.0km	0.00%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往25.9km 復25.9km	25.9km	68.15%	31.842%
	3																		
合計	系統								往97.2km 復97.2km	97.2km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往34.6km 復34.6km	34.6km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はのうちのいずれか少ないほうの額
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=f	ノ×フ以上の額:ヨ				
沖縄	1		100.00%	494,465.8	194,602,919円	171,171,462円	178,961,304円	1,125,562.0	158,998,880円	184,303,794円	1,123,942.8	163,997,880円	212,719,724円	1,111,262.6	191,942,880円	84,781,106円	38,839,109円	56,079,066円	38,839,109円
	2		100.00%	443,577.8	111,794,912円	196,196,612円	84,150,392円	495,235.0	169,992,880円	86,038,986円	462,699.4	185,995,880円	101,871,148円	435,407.8	233,998,880円	87,211,831円	24,583,081円	50,307,710円	24,583,081円
	3																		
合計			938,043.6km	306,411,272円	367,368,074円	263,111,696円	1,620,797.0km	270,342,782円	1,586,642.2km	314,596,672円	1,546,670.4km	171,992,937円	64,422,190円	106,368,806円	64,422,190円				

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合												
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要				
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
沖縄	1		38,984,353円	38,983,109円	12,029,859円	12,029千円	6,014.5千円	38,839,109円	33,824,609円	6,014,500円	17.8%	0円	0.0%	27,819,109円	82.2%				
	2		7,827,744円	24,583,081円	0円	7,827千円	3,913.5千円	24,583,081円	20,669,581円	3,913,500円	18.9%	0円	0.0%	16,756,081円	81.1%				
	3																		
合計			41,812,097円	64,422,190円	12,029,859円	19,856千円	9,928.0千円	64,422,190円	54,494,190円	9,928,000円	%	0円	%	44,566,190円	%				

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 ( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合部分に係るキロ程	他路線との割合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
沖縄	1	名護線 名護BT	名護	名護BT	365日	6570.0回 (18.0)	5.4	97.2人	往77.8km (平均) 復77.8km	77.8km	0.00%	往0.0km (平均) 復0.0km	0.0km	往41.7km (平均) 復41.7km	41.7km	53.59%	46.401%
	2	与那国線 与那国BT	与那国	与那国BT	365日	5779.0回 (15.8)	5.5	86.9人	往38.0km 復38.0km	38.0km	0.00%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往25.9km 復25.9km	25.9km	68.15%	31.842%
	3																
合計	系統								往115.8km 復115.8km	115.8km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往67.6km 復67.6km	67.6km		

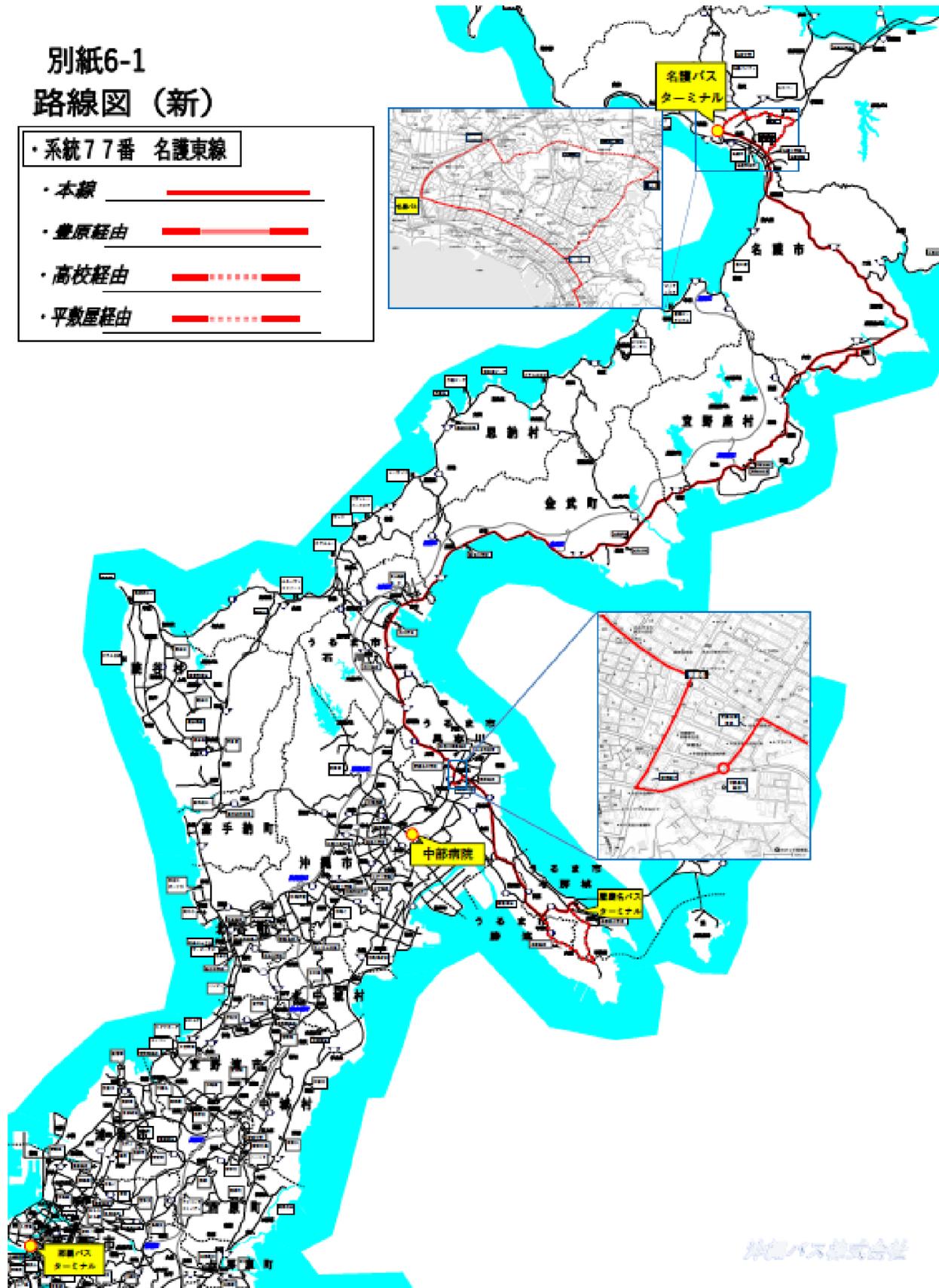
補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はのうちのいずれか少ないほうの額
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=f	ノ×フ以上の額:ヨ				
沖縄	1		100.00%	1,027,518.1	258,965,386円	171,171,462円	178,961,304円	1,125,562.0	158,998,880円	184,303,794円	1,123,942.8	163,997,880円	212,719,724円	1,111,262.6	191,942,880円	84,781,106円	38,839,109円	56,079,066円	38,839,109円
	2		100.00%	443,577.8	111,794,912円	196,196,612円	84,150,392円	495,235.0	169,992,880円	86,038,986円	462,699.4	185,995,880円	101,871,148円	435,407.8	233,998,880円	87,211,831円	24,583,081円	50,307,710円	24,583,081円
	3																		
合計			1,471,095.9km	370,760,298円	367,368,074円	263,111,696円	1,620,797.0km	270,342,782円	1,586,642.2km	314,596,672円	1,546,670.4km	171,992,937円	64,422,190円	106,368,806円	64,422,190円				

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合													
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要					
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
沖縄	1		38,414,057円	82,787,133円	0円	0円	38,414千円	19,207.0千円	82,787,133円	63,580,133円	19,207,000円	30.2%	0円	0.0%	44,373,133円	69.8%				
	2		7,827,744円	24,583,081円	0円	0円	7,827千円	3,913.5千円	24,583,081円	20,669,581円	3,913,500円	18.9%	0円	0.0%	16,756,081円	81.1%				
	3																			
合計			46,241,801円	107,370,214円	0円	0円	46,241千円	23,120.5千円	107,370,214円	84,249,714円	23,120,500円	%	0円	%	61,129,214円	%				

別紙6-1  
路線図（新）

・系統77番 名護東線

- ・本線 
- ・豊原経由 
- ・高校経由 
- ・平敷屋経由 



琉球バス株式会社

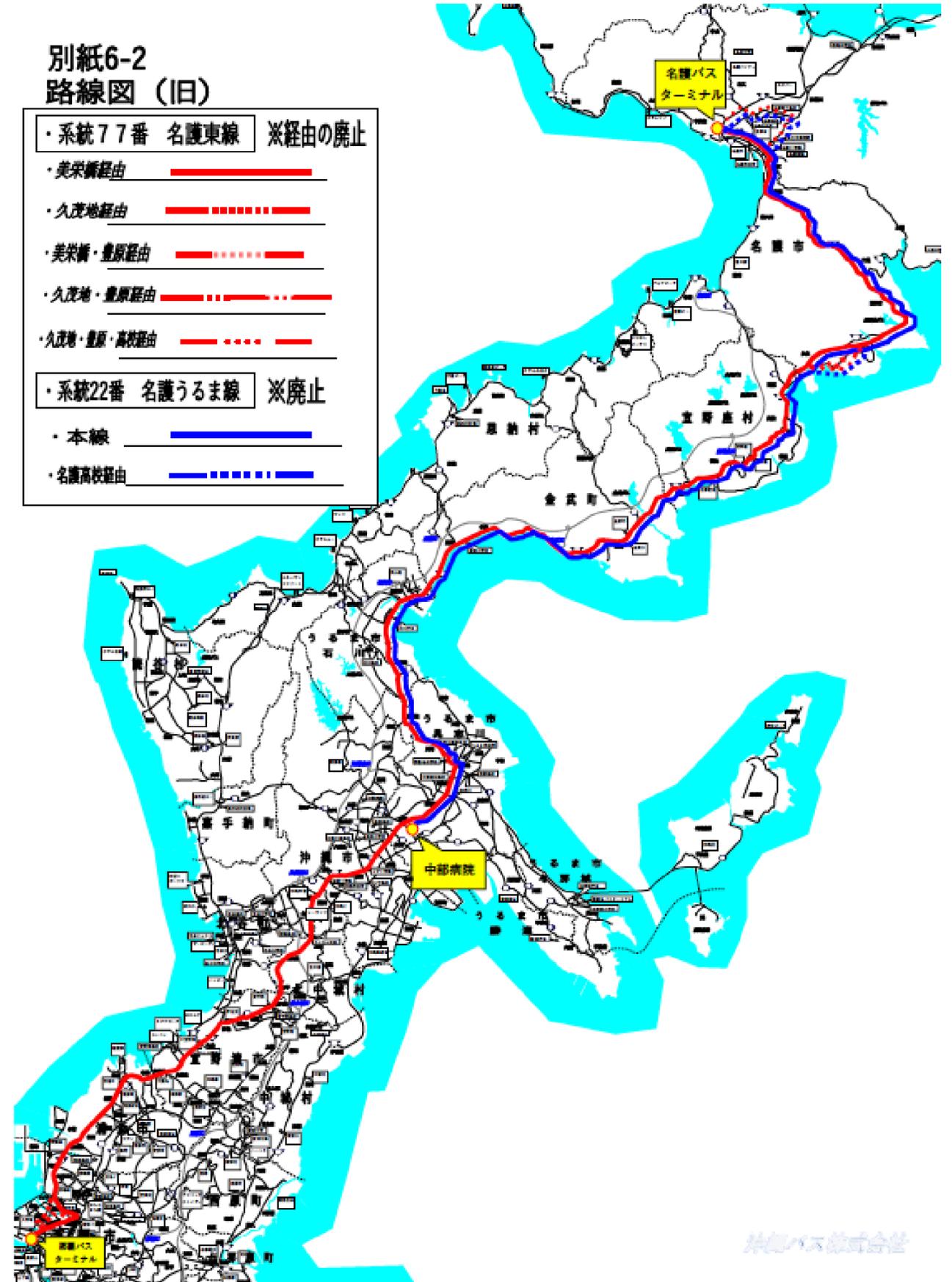
別紙6-2  
路線図（旧）

・系統77番 名護東線 ※経路の廃止

- ・美栄橋経由 
- ・久茂地経由 
- ・美栄橋・豊原経由 
- ・久茂地・豊原経由 
- ・久茂地・豊原・高校経由 

・系統22番 名護うるま線 ※廃止

- ・本線 
- ・名護高校経由 



琉球バス株式会社

◆ 地域間幹線系統確保維持計画 ◆

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

生活交通路線は、学生、高齢者等のいわゆる交通弱者を含めた地域住民にとって日常生活の足として欠かせない移動手段であるが、利用者減少等の結果、運賃収入のみによる運行の維持確保が困難となっている。このことから、生活交通路線に対し引き続き支援を行い、通勤、通学、通院等、住民の生活に必要な交通手段を確保する必要がある。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体

沖縄県生活交通確保維持協議会内に設置している生産性向上検討作業部会において、サービス・利便性の向上による補助対象系統の利用者確保、利用状況に応じた運行形態の見直し等の協議を行う。実施主体の関係市町村及びバス事業者は、補助対象系統の生産性向上検討作業部会で協議した取組(周知広報、運行計画の見直しやフリー乗車券のPR活動等)を実施し、運送収入1%の収支改善に努める。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- 計画期間 : 令和7年度 から 令和9年度
- 運送予定者の選定 : 補助対象路線の運行に係る企画競争により選定
- 運送系統の概要 : 選定した運送予定者が運行する系統毎の運行本数等は下表のとおり
- 輸送量等 : 別添資料1「路線別の運行回数、輸送量等の目標(計画)値」のとおり

系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)		備考
					平日	土曜・日曜・祝日	
77	名護東線	屋慶名－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10		
52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11		
82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11		
105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日 16 土曜 8 日曜 8 祝日 8		
51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5		
62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	平日 25.5 土曜 26 日曜 26 祝日 26		
65 66	本部半島線	名護－渡久地－名護	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 25 土曜 26 日曜 26 祝日 26		
67	辺土名線	名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11		

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(単位:千円)

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額			
				国	県	事業者等	
R7	77	名護東線	沖縄バス(株)	52,827	6,776	6,776	39,275
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,592	3,915	3,915	16,762
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,718	2,320	2,320	21,078
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,521	7,413	7,413	6,695
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,892	637	637	2,618
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,149	6,502	6,502	31,145
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,256	9,786	9,786	62,684
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,981	6,443	6,443	27,095
	計			294,936	43,792	43,792	207,352

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額			
				国	県	事業者等	
R8	77	名護東線	沖縄バス(株)	39,798	6,008	6,008	27,782
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,567	3,911	3,911	16,745
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,697	2,318	2,318	21,061
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,418	7,378	7,378	6,662
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,875	634	634	2,607
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,156	6,503	6,503	31,150
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,315	9,793	9,793	62,729
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,953	6,438	6,438	27,077
	計			281,779	42,983	42,983	195,813

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額			
				国	県	事業者等	
R9	77	名護東線	沖縄バス(株)	39,839	6,014	6,014	27,811
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,583	3,913	3,913	16,757
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,712	2,319	2,319	21,074
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,487	7,401	7,401	6,685
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,887	636	636	2,615
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,151	6,502	6,502	31,147
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,332	9,795	9,795	62,742
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,972	6,441	6,441	27,090
	計			281,963	43,021	43,021	195,921

※沖縄バス(株)と(株)琉球バス交通の共同運行。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者  
(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町 村)	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	協働 特例 措置
沖縄県	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	6,776	
	沖縄バス(株)	(2) 52 与勝線	3,915	
	(株)琉球バス交通	(3) 82 玉泉洞糸満線	2,320	
	(株)琉球バス交通	(4) 105 豊見城市内一周線	7,413	
	(株)琉球バス交通	(5) 51 百名線(船越)	637	
	(株)琉球バス交通	(6) 62 中部線	6,502	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(7) 65/66 本部半島線	9,786	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(8) 67 辺土名線	6,443	
合 計			43,792	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)
------	---------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
補助対象期間の基準年度の実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km				経常収支率	79.42 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,462,479.4 km				経常収支率	65.54 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	7,870,956.6 km				経常収支率	63.96 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭	267. 円 16 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
沖縄	252. 円 03 銭	259. 円 28 銭	252. 円 03 銭	212. 円 18 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ( ) ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	チ			オ	リ	ヌ	ル				
沖縄	1		名護東線	屋敷名BT	辺野古	名護BT	365 日	4,874.0 (13.3)	4.4	58.5 人	往59.2 km (平均) 復59.2 km 59.2 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km 0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km 0.0 km	往8.7 km (平均) 復8.7 km 8.7 km	14.698%	85.304%		
	2		与勝線	那覇BT	渡口	屋敷名BT	365 日	5,773.0 (15.8)	5.4	85.3 人	往38.0 km 復38.0 km 38.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往25.9 km 復25.9 km 25.9 km	68.158%	31.842%		
	3																			
合計		系統								往97.2 km 復97.2 km 97.2 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km		往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km 0.0 km	往34.6 km 復34.6 km 34.6 km					

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額、カ (d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額、ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f				
沖縄	1		100.00%	655,677.7	165,250,450円	178,961,304円	1,125,562.0	158,999円	184,303,794円	1,123,942.8	163,199円	212,719,724円	1,111,262.6	191,942円	112,422,498 円	52,827,952 円	74,362,702 円	52,827,952 円
	2		100.00%	443,593.0	111,798,743円	84,150,392円	495,235.0	169,992円	86,038,986円	462,699.4	185,195円	101,877,148円	435,407.8	233,998円	87,214,819 円	24,583,924 円	50,309,434 円	24,583,924 円
	3																	
合計				1099270.7km	277,049,193円	263,111,696円	1620797.0km		270,342,780円	1586642.2km		314,596,872円	1546670.4km		199,637,317 円	77,411,876 円	124,672,136 円	77,411,876 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線  ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費  ナ	計画額  ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額  ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額  ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		45,064,356 円	52,827,952 円	13,553,189 円	13,553 千円	6,776.5 千円	52,827,952 円	46,051,452 円	6,776,500 円	14.7%	0円	0.0%	0円	0.0%	39,274,952 円	85.3%	
	2		7,828,013 円	24,583,924 円	0 円	7,828 千円	3,914.0 千円	24,583,924 円	20,669,924 円	3,914,000 円	18.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	16,755,924 円	81.1%	
	3																	
合計			52,892,369 円	77,411,876 円	13,553,189 円	21,381 千円	10,690.0 千円	77,411,876 円	66,721,376 円	10,690,500 円	%	0円	%	0円	%	56,030,876 円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)
------	---------

8年度
-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円	
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円	
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円	
補助対象期間の基準年度の実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km					経常収支率	79.42 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円	
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円	
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,462,479.4 km					経常収支率	65.54 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円	
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円	
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	7,870,956.6 km					経常収支率	63.96 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
沖縄	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭	267. 円 16 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
沖縄	252. 円 03 銭	259. 円 28 銭	252. 円 03 銭	212. 円 18 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 ( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			起点	主な経由地	終点				チ	オ			リ	ヌ	ル	ル÷チ					
沖縄	1		名護東線	屋敷名BT	辺野古	名護BT	365 日	4132.0回 (11.3)	4.4	49.7 人	往59.2 km (平均) 復59.2 km	59.2 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往8.7 km (平均) 復8.7 km	8.7 km	14.696%	85.304%
	2		与勝線	那覇BT	渡口	屋敷名BT	365 日	5,767.0 (15.8)	5.4	85.3 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.158%	31.842%
	3																				
合計			系統								往97.2 km 復97.2 km	97.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往34.6 km 復34.6 km	34.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f
沖縄	1		100.00%	493,956.6	124,491,881円	171. 円 46 銭	178,961,304円	1,125,562.0	158,999円	184,303,794円	1,123,942.8	163,997円	212,719,724円	1,111,262.6	191,942円	84,693,798 円	39,798,083 円	56,021,346 円	39,798,083 円
	2		100.00%	443,146.5	111,686,212円	196. 円 61 銭	84,150,392円	495,235.0	169,992円	86,038,986円	462,699.4	185,995円	101,877,148円	435,407.8	233,998円	87,127,033 円	24,559,179 円	50,258,795 円	24,559,179 円
	3																		
合計				937103.1km	236,178,093円		263,111,696円	1620797.0km		270,342,780円	1586642.2km		314,596,872円	1546670.4km		171,820,831 円	64,357,262 円	106,280,141 円	64,357,262 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		33,949,356 円	39,798,083 円	12,017,471 円	12,017 千円	6,008.5 千円	39,798,083円	33,789,583円	6,008,500円	17.8%		0.0%	0円	0.0%	27,781,083円	82.2%	
	2		7,820,133 円	24,559,179 円	0 円	7,820 千円	3,910.0 千円	24,559,179円	20,649,179円	3,910,000円	18.9%		0.0%	0円	0.0%	16,739,179円	81.1%	
	3																	
合計			41,769,489 円	64,357,262 円	12,017,471 円	19,837 千円	9,918.0 千円	64,357,262円	54,438,762円	9,918,500円	%	0円	%	0円	%	44,520,262円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)
------	---------

9年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円	
	営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円	
	営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円	
補助対象期間の基準年度の実車走行キロ(ハ)	6,628,514.4 km					経常収支率	79.42 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円	
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円	
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,462,479.4 km					経常収支率	65.54 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円	
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円	
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	7,870,956.6 km					経常収支率	63.96 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
沖縄	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭	267. 円 16 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c}) \div 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ $\div$ ハ=ト
沖縄	252. 円 03 銭	259. 円 28 銭	252. 円 03 銭	212. 円 18 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率				
			運行系統名	起点	主な経由地							終点	計画運行回数	往0.0 km (平均)	復0.0 km	往0.0 km (平均)	復0.0 km			往8.7 km (平均)	復8.7 km	ル $\div$ チ	
沖縄	1		名護東線	屋敷名BT	辺野古	名護BT	365 日	4136.0回 (11.3)	4.4	49.7 人	往59.2 km (平均) 復59.2 km	59.2 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往8.7 km (平均) 復8.7 km	8.7 km	14.696%	85.304%
	2		与勝線	那覇BT	渡口	屋敷名BT	365 日	5779.0回 (15.8)	5.4	85.3 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.158%	31.842%
	3																						
合計		系統									往97.2 km 復97.2 km	97.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往34.6 km 復34.6 km	34.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ' $\div$ マ' = d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ' $\div$ マ' = e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ $\div$ マ = f	
沖縄	1		100.00%	494,465.8	124,620,215円	171. 円 46 銭	178,961,304円	1,125,562.0	158.999銭	184,303,794円	1,123,942.8	163.997銭	212,719,724円	1,111,262.6	191.424銭	84,781,106 円	39,839,109 円	56,079,096 円	39,839,109 円
	2		100.00%	443,577.8	111,794,912円	196. 円 61 銭	84,150,392円	495,235.0	169.992銭	86,038,986円	462,699.4	185.995銭	101,877,148円	435,407.8	233.998銭	87,211,831 円	24,583,081 円	50,307,710 円	24,583,081 円
	3																		
合計				938043.6km	236,415,127円		263,111,696円	1620797.0km		270,342,780円	1586642.2km		314,596,872円	1546670.4km		171,992,937 円	64,422,190 円	106,386,806 円	64,422,190 円

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分及び他路線との競合 部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線  ソ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費  ナ	計画額  ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額  ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額  ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		33,984,353 円	39,839,109 円	12,029,859 円	12,029 千円	6,014.5 千円	39,839,109円	33,824,609円	6,014,500円	17.8%	0円	0.0%	27,810,109円	82.2%			
	2		7,827,744 円	24,583,081 円	0 円	7,827 千円	3,913.5 千円	24,583,081円	20,669,581円	3,913,500円	18.9%	0円	0.0%	16,756,081円	81.1%			
	3																	
合計			41,812,097 円	64,422,190 円	12,029,859 円	19,856 千円	9,928.0 千円	64,422,190円	54,494,190円	9,928,000円	%	0円	%	0円	%	44,566,190円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
  - 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
  - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
  - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
  - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
  - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
  - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
  - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
  - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
  - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
  - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
  - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
  - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。  
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

※議題②にかかる根拠資料

系統番号77番 本線逸脱キ口表

名護東線  
【本線】

系統番号77番

No	停留所名	区間軒	累計軒
1	◎屋慶名バスターミナル	0.0	0.0
2	○与那城庁舎前	0.3	0.3
3	◎JA与那城前	0.2	0.5
4	○宇舎波川	0.3	0.8
5	○前原	0.7	1.5
6	◎与那城	0.4	1.9
7	○県営与那城団地入口	0.3	2.2
8	○西原	0.4	2.6
9	◎照間	0.8	3.4
10	○上南風原	0.5	3.9
11	○南風原入口	0.6	4.5
12	↓水井原	0.5	5.0
13	◎川田入口	0.3	5.3
14	↑大田入口	0.2	5.5
15	◎具志川	0.8	6.3
16	○金武湾	0.7	7.0
17	○東田場	0.5	7.5
18	◎田場	0.6	8.1
19	↑前原高校前	0.3	8.4
20	↓西田場(名護向けのみ)	0.5	8.9
21	↓中農前	0.7	9.6
22	◎安慶名	0.4	10.0
23	↑旧安慶名	0.6	10.6
24	↓川崎小学校前	0.8	11.4
25	◎川崎	0.5	11.9
26	○第二川崎	0.5	12.4
27	○栄野比入口	0.5	12.9
28	◎栄野比	0.4	13.3
29	○いずみ病院入口	0.5	13.8
30	◎美原入口	1.5	15.3
31	◎東恩納	0.5	15.8
32	○石川入口	0.6	16.4
33	○石川公民館前	0.3	16.7
34	◎南栄入口	0.6	17.3
35	↑石川市場前	0.4	17.7
36	○琉映前	0.2	17.9
37	○石川電話局前	0.3	18.2
38	◎赤崎	0.5	18.7
39	○石川少年自然の家入口	0.6	19.3
40	○小浜	0.7	20.0
41	○塩先原	0.6	20.6
42	◎屋嘉入口	0.5	21.1
43	◎屋嘉	0.6	21.7
44	◎屋嘉ビーチ前	0.3	22.0
45	↑嘉芸小学校前	0.3	22.3
46	○屋嘉第二団地入口	0.5	22.8
47	◎嘉芸荘前	0.7	23.5
48	↓伊芸入口	1.1	24.6
49	◎伊芸	0.3	24.9
50	↑平田原	0.4	25.3
51	◎渡慶頭	2.4	27.7
52	↑浜田	0.8	28.5
53	↓金武入口	0.6	29.1
54	◎金武	0.4	29.5
55	○金武農協前	0.4	29.9
56	○金武小学校入口	0.2	30.1
57	↓金武町役場前	0.3	30.4
58	◎喜瀬武原入口	0.4	30.8
59	◎銀原	1.2	32.0
60	↓中川	0.4	32.4
61	◎城原	0.2	32.6
62	↓道の駅ぎのざ	1.4	34.0
63	◎漢那	0.6	34.6
64	○漢那北	0.4	35.0
65	◎福山	0.9	35.9
66	○中央公民館前	0.4	36.3
67	○宜野座小学校前	0.4	36.7
68	◎宜野座高校前	0.4	37.1
69	○松田小学校前	1.4	38.5
70	◎松田	0.6	39.1
71	◎湯原	1.7	40.8
72	◎新町入口	1.7	42.5
73	◎久志入口	0.8	43.3
74	◎豊原入口	1.2	44.5
75	◎辺野古	0.7	45.2
76	○沖縄高専入口	0.5	45.7
77	◎第二ゲート	1.1	46.8
78	◎二見入口	2.6	49.4
79	↓第二世富慶	5.8	55.2
80	◎世富慶	0.2	55.4
81	○東江入口	0.8	56.2
82	○東江	0.2	56.4
83	↓名護城入口	0.4	56.8
84	◎名護十字路	0.3	57.1
85	↑大西	0.2	57.3
86	↑北部合同庁舎前	0.4	57.7
87	◎大南	0.3	58.2
88	○宮里1丁目	0.4	58.6
89	○宮里3丁目	0.4	59.0
90	◎名護バスターミナル	0.2	59.2

名護東線  
【豊原・名護高校経由】

系統番号77番

No	停留所名	区間軒	累計軒
1	◎屋慶名バスターミナル	0.0	0.0
2	○与那城庁舎前	0.3	0.3
3	◎JA与那城前	0.2	0.5
4	○宇舎波川	0.3	0.8
5	○前原	0.7	1.5
6	◎与那城	0.4	1.9
7	○県営与那城団地入口	0.3	2.2
8	○西原	0.4	2.6
9	◎照間	0.8	3.4
10	○上南風原	0.5	3.9
11	○南風原入口	0.6	4.5
12	↓水井原	0.5	5.0
13	◎川田入口	0.3	5.3
14	↑大田入口	0.2	5.5
15	◎具志川	0.8	6.3
16	○金武湾	0.7	7.0
17	○東田場	0.5	7.5
18	◎田場	0.6	8.1
19	↑前原高校前	0.3	8.4
20	↓西田場(名護向けのみ)	0.5	8.9
21	↓中農前	0.7	9.6
22	◎安慶名	0.4	10.0
23	↑旧安慶名	0.6	10.6
24	↓川崎小学校前	0.8	11.4
25	◎川崎	0.5	11.9
26	○第二川崎	0.5	12.4
27	○栄野比入口	0.5	12.9
28	◎栄野比	0.4	13.3
29	○いずみ病院入口	0.5	13.8
30	◎美原入口	1.5	15.3
31	◎東恩納	0.5	15.8
32	○石川入口	0.6	16.4
33	○石川公民館前	0.3	16.7
34	◎南栄入口	0.6	17.3
35	↑石川市場前	0.4	17.7
36	○琉映前	0.2	17.9
37	○石川電話局前	0.3	18.2
38	◎赤崎	0.5	18.7
39	○石川少年自然の家入口	0.6	19.3
40	○小浜	0.7	20.0
41	○塩先原	0.6	20.6
42	◎屋嘉入口	0.5	21.1
43	◎屋嘉	0.6	21.7
44	◎屋嘉ビーチ前	0.3	22.0
45	↑嘉芸小学校前	0.3	22.3
46	○屋嘉第二団地入口	0.5	22.8
47	◎嘉芸荘前	0.7	23.5
48	↓伊芸入口	1.1	24.6
49	◎伊芸	0.3	24.9
50	↑平田原	0.4	25.3
51	◎渡慶頭	2.4	27.7
52	↑浜田	0.8	28.5
53	↓金武入口	0.6	29.1
54	◎金武	0.4	29.5
55	○金武農協前	0.4	29.9
56	○金武小学校入口	0.2	30.1
57	↓金武町役場前	0.3	30.4
58	◎喜瀬武原入口	0.4	30.8
59	◎銀原	1.2	32.0
60	↓中川	0.4	32.4
61	◎城原	0.2	32.6
62	↓道の駅ぎのざ	1.4	34.0
63	◎漢那	0.6	34.6
64	○漢那北	0.4	35.0
65	◎福山	0.9	35.9
66	○中央公民館前	0.4	36.3
67	○宜野座小学校前	0.4	36.7
68	◎宜野座高校前	0.4	37.1
69	○松田小学校前	1.4	38.5
70	◎松田	0.6	39.1
71	◎湯原	1.7	40.8
72	◎久志入口	1.6	42.4
73	↓久志売店前	0.3	42.7
74	◎久志	0.2	42.9
75	◎豊原	1.8	44.7
76	↑久辺局前	0.3	45.0
77	◎豊原入口(下りのみ)	0.1	45.1
78	◎辺野古	0.7	45.8
79	○沖縄高専入口	0.5	46.3
80	◎第二ゲート	1.1	47.4
81	◎二見入口	2.6	50.0
82	↓第二世富慶	5.8	55.8
83	◎世富慶	0.2	56.0
84	○東江入口	0.8	56.8
85	○東江	0.2	57.0
86	↓名護城入口	0.4	57.4
87	◎名護十字路	0.3	57.7
88	◎県立北部病院前	0.5	58.2
89	↑中区	0.4	58.6
90	◎大北	0.8	59.4
91	↓名護商工高校前	0.5	59.9
92	◎名護高校前	0.7	60.6
93	↑大西五丁目	0.2	60.8
94	◎第二名座喜原	0.8	61.6
95	◎名護バスターミナル	1.6	63.2

名護東線  
【豊原経由】

系統番号77番

No	停留所名	区間軒	累計軒
1	◎屋慶名バスターミナル	0.0	0.0
2	○与那城庁舎前	0.3	0.3
3	◎JA与那城前	0.2	0.5
4	○宇舎波川	0.3	0.8
5	○前原	0.7	1.5
6	◎与那城	0.4	1.9
7	○県営与那城団地入口	0.3	2.2
8	○西原	0.4	2.6
9	◎照間	0.8	3.4
10	○上南風原	0.5	3.9
11	○南風原入口	0.6	4.5
12	↓水井原	0.5	5.0
13	◎川田入口	0.3	5.3
14	↑大田入口	0.2	5.5
15	◎具志川	0.8	6.3
16	○金武湾	0.7	7.0
17	○東田場	0.5	7.5
18	◎田場	0.6	8.1
19	↑前原高校前	0.3	8.4
20	↓西田場(名護向けのみ)	0.5	8.9
21	↓中農前	0.7	9.6
22	◎安慶名	0.4	10.0
23	↑旧安慶名	0.6	10.6
24	↓川崎小学校前	0.8	11.4
25	◎川崎	0.5	11.9
26	○第二川崎	0.5	12.4
27	○栄野比入口	0.5	12.9
28	◎栄野比	0.4	13.3
29	○いずみ病院入口	0.5	13.8
30	◎美原入口	1.5	15.3
31	◎東恩納	0.5	15.8
32	○石川入口	0.6	16.4
33	○石川公民館前	0.3	16.7
34	◎南栄入口	0.6	17.3
35	↑石川市場前	0.4	17.7
36	○琉映前	0.2	17.9
37	○石川電話局前	0.3	18.2
38	◎赤崎	0.5	18.7
39	○石川少年自然の家入口	0.6	19.3
40	○小浜	0.7	20.0
41	○塩先原	0.6	20.6
42	◎屋嘉入口	0.5	21.1
43	◎屋嘉	0.6	21.7
44	◎屋嘉ビーチ前	0.3	22.0
45	↑嘉芸小学校前	0.3	22.3
46	○屋嘉第二団地入口	0.5	22.8
47	◎嘉芸荘前	0.7	23.5
48	↓伊芸入口	1.1	24.6
49	◎伊芸	0.3	24.9
50	↑平田原	0.4	25.3
51	◎渡慶頭	2.4	27.7
52	↑浜田	0.8	28.5
53	↓金武入口	0.6	29.1
54	◎金武	0.4	29.5
55	○金武農協前	0.4	29.9
56	○金武小学校入口	0.2	30.1
57	↓金武町役場前	0.3	30.4
58	◎喜瀬武原入口	0.4	30.8
59	◎銀原	1.2	32.0
60	↓中川	0.4	32.4
61	◎城原	0.2	32.6
62	↓道の駅ぎのざ	1.4	34.0
63	◎漢那	0.6	34.6
64	○漢那北	0.4	35.0
65	◎福山	0.9	35.9
66	○中央公民館前	0.4	36.3
67	○宜野座小学校前	0.4	36.7
68	◎宜野座高校前	0.4	37.1
69	○松田小学校前	1.4	38.5
70	◎松田	0.6	39.1
71	◎湯原	1.7	40.8
72	◎久志入口	1.6	42.4
73	↓久志売店前	0.3	42.7
74	◎久志	0.2	42.9
75	◎豊原	1.8	44.7
76	↑久辺局前	0.3	45.0
77	◎豊原入口(下りのみ)	0.1	45.1
78	◎辺野古	0.7	45.8
79	○沖縄高専入口	0.5	46.3
80	◎第二ゲート	1.1	47.4
81	◎二見入口	2.6	50.0
82	↓第二世富慶	5.8	55.8
83	◎世富慶	0.2	56.0
84	○東江入口	0.8	56.8
85	○東江	0.2	57.0
86	↓名護城入口	0.4	57.4
87	◎名護十字路	0.3	57.7
88	↑大西	0.2	57.9
89	↑大西	0.2	58.1
90	↑北部合同庁舎前	0.4	58.5
91	◎大南	0.3	58.8
92	○宮里1丁目	0.4	59.2
93	○宮里3丁目	0.4	59.6
94	◎名護バスターミナル	0.2	59.8

名護東線  
【平敷屋経由】

系統番号77番

No	停留所名	区間軒	累計軒
1	◎屋慶名バスターミナル	0.0	0.0
2	○与那城庁舎前	0.3	0.3
3	◎JA与那城前	0.2	0.5
4	◎与那城小学校前	0.2	0.7
5	◎西屋慶名	0.4	1.1
6	◎屋慶名	0.3	1.4
7	↓与那城郵便局前	0.2	1.6
8	◎東屋慶名	0.2	1.8
9	◎平田原	0.5	2.3
10	◎饒辺	0.5	2.8
11	◎平敷屋	0.7	3.5
12	◎西中原	0.5	4.0
13	◎内間入口	1.0	5.0
14	◎平安名	0.3	5.3
15	◎安武堂	0.7	6.0
16	◎与那城	0.7	6.7
17	○県営与那城団地入口	0.3	7.0
18	○西原	0.4	7.4
19	◎照間	0.8	8.2
20	○上南風原	0.5	8.7
21	○南風原入口	0.6	9.3
22	↓水井原	0.5	9.8
23	◎川田入口	0.3	10.1
24	↑大田入口		

## 沖縄県地域公共交通協議会規約

### (目的)

第1条 沖縄県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1-2-2に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 沖縄県警察本部交通部長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (9) 沖縄本島内の市町村及び交通利用者の代表者又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

### (会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 第3条に規定する協議事項のうち、特定の事項に関する協議については、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年11月29日から施行する。

## 沖縄県生活交通確保維持協議部会 設置要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、沖縄県地域公共交通協議会規約第8条の規定に基づき、沖縄県内の地域住民の生活交通の確保維持を図るため、沖縄県生活交通確保維持協議部会（以下「部会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (協議事項)

**第2条** 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の第7条及び第21条で規定する生活交通確保維持改善計画に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に関すること。

### (構成)

**第3条** 部会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員が指名する者を代理として出席させることができる。

### (会長)

**第4条** 部会に会長を置き、会長は沖縄県企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (部会)

**第5条** 部会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 部会の議長は、会長が務める。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 部会の議事は、会議に出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ、利用者の代表など関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (書面等による部会)

**第6条** 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、部会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。ただし、前条第3項中「出席」を「書面等により意思表示」と、同第4項中「会議に出席した委員（代理出席者を含む。）」を「書面等により意思表示した委員」と、同第5項中「関係者の出席を求め、」を「関係者から書面等により」に読み替える。

### (事務局)

**第8条** 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、沖縄県企画部交通政策課が行う。

### (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、部会及び事務局の運営に関し必要な事項は会長が別

に定める。

**附 則**

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

(別表第1) 沖縄県生活交通確保維持協議部会委員

沖縄県企画部長  
沖縄総合事務局運輸部長  
那覇市長  
宜野湾市長  
石垣市長  
浦添市長  
名護市長  
糸満市長  
沖縄市長  
豊見城市長  
うるま市長  
宮古島市長  
南城市長  
国頭村長  
大宜味村長  
東村長  
今帰仁村長  
本部町長  
恩納村長  
宜野座村長  
金武町長  
伊江村長  
読谷村長  
嘉手納町長  
北谷町長  
北中城村長  
中城村長  
西原町長  
与那原町長  
南風原町長  
粟国村長  
久米島町長  
八重瀬町長  
竹富町長  
伊江島観光バス(株) 代表取締役社長  
沖縄バス(株) 代表取締役社長  
(株)琉球バス交通 代表取締役社長  
平安座総合開発(株) 代表取締役社長  
(株)八千代バス・タクシー 代表取締役社長  
宮古協栄バス(資) 代表社員  
(資)共和バス 代表社員  
東運輸(株) 代表取締役社長  
西表島交通(株) 代表取締役  
沖縄県企画部交通政策課長

## 沖縄県地域公共交通協議会規約【細則】

沖縄県地域公共交通協議会規約第 12 条の規定に基づき、会長が別に定める細則を次のとおり定める。

(会議)

第 1 条 会議の議決方法は、沖縄県公共交通協議会規約第 7 条第 3 項の規定に基づくものとし、議決にあたっては交通事業者の意見を尊重するものとする。

(附則)

第 2 条 この細則は、令和 5 年 7 月 18 日から施行する。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

		国空事第7273号
		国空環第 77号
改正	平成28年11月28日	国総支第 46号
		国鉄都第 76号
		国鉄事第201号
		国自旅第211号
		国海内第111号
		国空環第 57号
改正	平成29年 6月 9日	国総支第 16号
		国鉄都第 37号
		国鉄事第 58号
		国自旅第 50号
		国海内第 40号
		国空事第209号
改正	平成29年 8月 2日	国総支第 32号
		国自旅第104号
改正	平成30年10月25日	国総支第 34号
		国総安政第66号
		国空事第882号
改正	平成31年 2月25日	国総支第 47号
		国鉄都第129号
改正	令和 2年 2月 5日	国総地第 58号
		国総交第 98号
改正	令和 2年 4月 2日	国総地第 81号
		国鉄都第266号
		国自旅第335号
改正	令和 2年 6月22日	国総地第 33号
		国総安政第22号
改正	令和 2年 7月 1日	国総地第 35号
		国自旅第 79号
改正	令和 3年2月16日	国総地第 98号
		国鉄事第635号
		国自旅第408号
		国海内第209号
		国空事第1628号
改正	令和 3年 4月 1日	国総地第122号
		国自旅第505号
改正	令和 4年 2月15日	国総地第 62号
		国鉄総第384号

				国鉄都第156号
				国自旅第463号
				国自技環第159号
				国海内第271号
改正	令和	4年	2月18日	国総地第64号
				国鉄事第633号
				国自旅第467号
				国海内第274号
				国空事第1318号
改正	令和	4年	3月30日	国総地第76号
				国自旅第517号
改正	令和	4年	5月23日	国総地第20号
				国自旅第54号
改正	令和	4年	6月6日	国総地第24号
				国自旅第66号
				国自技環第27号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

## 1. 共通事項

### (1) 地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る地域公共交通計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。

なお、活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）等にも、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

## (2) 協議会について

交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第四号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない）。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

なお、当該地域において交付要綱第3条第2項に規定する活性化法法定協議会を設置する場合には、地域公共交通計画や利便増進計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業について

### (1) 陸上交通に係る確保維持事業

#### ①地域公共交通計画の認定申請日等

##### ア. 申請日

交付要綱第8条第2項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1)～4)に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

1) 利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合  
利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「利便増進特例等」という。）の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度（以下①において「初年度」という。）にあっては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例等に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月であって、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあっては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。

2) 補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする

る場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

- 3) 地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

- 4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

#### イ. 認定を行う日

ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する大臣が別途指定する日は、次の1)又は2)に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

##### 1) ア. 1) の場合

利便増進特例等の適用開始月の前月末（初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあつては、2年目の補助対象期間の開始前）

##### 2) ア. 2)～4) の場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

#### ②協議会について

##### ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限りに、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあつてはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

### ③企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について

地域公共交通計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第7条第4項（第18条において準用する場合を含む。）において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、利便増進計画又は運送継続計画には地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）又は地域旅客運送サービス継続事業（以下「サービス継続事業」という。）の実施主体を記載することとされており、地域公共交通計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第4項に規定する「これに拠りがたい事情」に該当するものとし、利便増進計画又は運送継続計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

### ④同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの（運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの）をいう。

#### 【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

##### ア. 基本的な取り扱い

##### 1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

##### 2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

##### イ. 活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア. の「1km以内」を「2km以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」

に、それぞれ読み替えて適用する。

⑤地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア. 活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統の「平日」の取り扱いについて

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における「平日」、「土曜」、「日曜祝日」の「運行回数」及び「運行日数」については、補助対象事業者が停留所に掲示する時刻表における「平日ダイヤ」、「土曜ダイヤ」、「日曜祝日ダイヤ（平日ダイヤ及び土曜ダイヤ以外の全てのダイヤを含むものとする。）」の各区分に対応する「運行回数」及び「運行日数」によることを原則とする。

この場合において、年末年始、お盆、学校休業日等の輸送需要が一時的に減少する場合や、イベント等で需要が一時的に増加する場合であって、活性化法法定協議会が認める場合は、暦上は「平日」、「土曜」、「日曜祝日」に該当する場合であっても、異なる区分によるものとする。

（例1. 暦上の日曜日に通常の日曜日よりも増便して「平日ダイヤ」で運行する場合／例2. 暦上は国民の祝日に該当しない金曜日に通常の日曜日よりも少ない「日曜祝日ダイヤ」で運行する場合）

イ. 天災その他やむを得ない事情がある場合について

実際には運行を行っていない場合であっても運行したものとみなして算出した値（「みなし値」）を例外的に使用することとし、他に定める場合を除き、具体的には以下の場合が該当するものとする（なお、年末年始やお盆、学校休業日等の一時的に輸送需要が減少する期間の減便・運休については、「天災その他やむを得ない事情がある場合」には該当しないことから、必要に応じ活性化法法定協議会において「平日1日当たりの運行回数が3回以上」で足りるものと認めるか否か協議し、認める場合には、地域間幹線系統に係る地域公共交通計画に記載すること。）。

【天災その他やむを得ない事情がある場合】

- ・地震、津波、台風、洪水その他の天災に起因する場合
- ・交通事故に起因する場合
- ・交通規制に起因する場合
- ・国、地方公共団体その他の行政機関からの要請に起因する場合
- ・感染症の流行、ストライキその他の原因による乗務員、運行管理者、整備管理者その他の運行上必要な従業員の一時的な不足に起因する場合
- ・天災等に伴う燃料の供給の不足に起因する場合
- ・その他大臣がやむを得ない事情による運休と認める場合

ウ. 運行回数及び運行日数について

1) 様式第1-1～4に添付する「表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成23年	3月30日	国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号
平成23年	5月27日	国総計第 14号 国空事第118号
平成23年	7月22日	国総支第 4号 国自旅第 11号
平成23年	9月30日	国総支第 20号 国自旅第 50号
平成24年	3月30日	国総支第 60号 国自旅第201号 国空環第 91号
平成24年	4月16日	国総支第 7号 国自旅第 36号
平成24年	11月19日	国総支第 43号 国自旅第325号
平成25年	5月 8日	国総支第 8号 国鉄事第 28号 国自旅第 21号 国海内第 10号
平成25年	7月19日	国総支第 35号 国自旅第 70号
平成26年	3月28日	国総支第 87号 国鉄都第131号 国鉄事第397号 国自旅第619号 国海内第 93号 国空環第 94号
平成26年	5月21日	国総支第 12号
平成27年	4月 9日	国総支第 65号 国鉄都第131号 国鉄事第330号 国自旅第380号 国海内第118号 国空環第 91号

期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

#### (地域公共交通計画の認定の申請)

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあつては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

三 利便増進特例を受けようとする場合にあつては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要

四 運送継続特例を受けようとする場合にあつては、認定を受けた運送継続計画の写し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

4 活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第1項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

#### (地域公共交通計画の変更)

第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定の申請は、様式第1-2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

#### (地域公共交通計画の認定)

第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。

2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

#### (補助金交付申請)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第3項の規定により運行を行った運送予定者（以下「運送実施者」という。）に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 様式第1-5による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

三 様式第1-5-2による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績

#### (交付の決定及び額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第1-9による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、運送実施者が、認定を受けた地域公共交通計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助対象事業者に対する補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日（9月30日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。